

還付申告と申告相談 ご利用の方へ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けています。同時に還付申告も受け付けます。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。

なお、当日税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみです。営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

申告相談日

平成 31 年 1 月 22 日 (火) ~ 2 月 15 日 (金)
※土・日・祝日は除く

受付時間

9 時 ~ 11 時 30 分、13 時 ~ 16 時
※午前の受付開始から 30 分程度は、大変混雑が予想されます。

場 所

役場 1 階 大会議室

制度改正

平成 30 年分から配偶者控除と配偶者特別控除の適用要件や控除額が改正となりました。

控除を受ける方の合計所得金額が 1,000 万円以上の場合、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

■配偶者控除

控除を受ける方の合計所得金額		
900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円 (48 万円)	26 万円 (32 万円)	13 万円 (16 万円)

※かつこ書きは老人控除対象配偶者の場合

■配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額および控除を受ける方の合計所得金額により 1 万円から 38 万円までの特別控除が受けられます。詳しくは、税務課税務係まで問合せください。

重 要

確定申告をする際、マイナンバー（個人番号）の記載が必ず必要です。

厳格な本人確認も義務付けられましたので、申告の際には次のいずれかが必要です。

- ①「マイナンバーカード」の提示
- ②「通知カード」と「運転免許証などの身分証明書」の提示

※扶養する方のマイナンバーの記入も必要です。

制度改正

医療費控除の際、領収書が提出不要となりました。

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

※医療費の領収書は自宅で **5 年間保存**する必要があります（税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）。

(注) 平成 31 年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも確定申告ができます。

詳しくは国税庁のホームページに記載がありますのでご確認ください。

※札幌北税務署で申告いただく方

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得（土地・家屋・株式等）、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、受付できません。

該当される方は、確定申告の時期（2 月 18 日 ~ 3 月 15 日）に直接札幌北税務署（☎ 011 - 707 - 5111）で申告してください。

※公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより税額が下がる場合があります。本来受けられる医療費控除、扶養控除等が平成 31 年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

なお、住民税申告は申告相談日以降も随時受け付けますが、4 月中にはお済ませください。

固定資産税の申告・届出は忘れずに

■問合せ 税務課資産税係 (☎ 23 - 2333)

家屋（車庫、倉庫等含む）の申告

固定資産税は、毎年1月1日現在にある家屋を対象として課税されます。平成30年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は届出が必要です。速やかにご連絡ください。※登記家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132）で手続きをお願いします。※届け出を忘れると、平成31年度も引き続き課税される場合があります。

住宅用地の特例申請

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があります。課税標準の特例措置が適用されます。土地の利用状況が変わった場合には、土地の所有者は速やかに申告してください。

(例)

- ・店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合。
- ・住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合。
- ・住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合など。



食品ロスを減らしましょう

■詳細 環境生活課町民生活係 (☎ 23 - 3209)

現在、国内の食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の年間発生量は646万トンで、これは世界全体の食料援助量（年間約320万トン）の約2倍に匹敵します。一人ひとりが「もったいない」を意識して日ごろの食生活を見直すことで、食品ロスを減らしましょう！

これから迎える、忘・新年会のシーズン。宴会料理の食べ残しの量は、ランチ・定食の5倍といわれています。宴会時には、料理の食べ残しを減らすため次の3つを実践してみましょう。

償却資産（固定資産税）の申告

平成31年1月1日現在で、当別町内に事業用償却資産^{*}を所有する法人または個人は、地方税法により申告が必要です。

▼申告期間 平成31年1月7日(月)～1月31日(木)

▼申告方法 平成31年1月1日現在、所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しますが、用紙が届かない場合や新たに申告する場合はご連絡ください。

※事業用償却資産とは…

法人または個人で農業・工場・商店・賃貸アパートなどを経営している人が、その事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

【業種名と主な償却資産】

- ①共通…パソコン、コピー機、キャビネットなど。
- ②農業…農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、ビニールハウス、農業用機械設備など。
- ③小売業…商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など。
- ④飲食業…テーブル、イス、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫など。
- ⑤医療業…各種医療機器、ベッド、待合室用イスなど。
- ⑥建設業…ブロックゲージ、パワーショベルなど。
- ⑦工場・鉄工業…旋盤、ボール盤、フライス盤、看板、洗浄給水設備など。
- ⑧不動産賃貸業…駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備（植木ほか）、フェンス、側溝など。

①味わいタイム

- ・乾杯後30分間は料理を楽しむ。
- ・料理はできたてを味わう。



②楽しむタイム

- ・全員で親睦を深める。料理のことも忘れない。
- ・料理がたくさん残っているテーブルから少ないテーブルへ料理を分ける。

③食べきりタイム

- ・お開きの前の10分間はもう一度料理を楽しむ。
- ・幹事さんは「食べ切り」を呼びかける。

※食べきれなかった料理は、お店に確認して持ち帰りましょう。

道路の スムーズな 除雪・排雪 作業にご協力を！

～ 皆様のご理解とご協力をお願いします ～

《間口の雪処理は各家庭で》

除雪は、広い地域を限られた時間で行い、除雪の際に道路脇や玄関先などに雪が残ることがあります。皆様のご協力で処理をお願いします。

《道路への雪出し禁止》

車道や歩道に雪を出すと道幅を狭くし、^{でこぼこ}凸凹やわだちによる交通事故の原因にもなります。雪は各家庭の敷地内か、指定の「雪堆積場」に運び処理してください。

《塀や樹木にポールや赤い布の目印を》

家庭の庭先などにある低い樹木や塀は、除排雪時に損傷させる恐れがあるので目印を表示してください。道路際にある工作物などは移動をお願いします。

《歩道の除雪にご協力を》

除雪車が入ることが困難な自宅前の歩道部分は、地域での自主的な除雪をお願いします。

《ごみ出しは回収時間に合わせて》

雪の中に埋められると、迅速な除雪の妨げや排雪時の除雪車の故障の原因になります。ごみは回収時間に合わせにごみステーションに置きましょう。

《川への雪捨てはやめましょう》

川へ直接雪を捨ててしまうと、降雨時や融雪期に増水し災害の原因になりますのでやめましょう。

《迷惑駐車はやめましょう》

1台でも路上駐車があると除雪車は立ち往生し、除排雪に支障をきたします。迷惑駐車は厳禁です。

◆ 除雪に関する問合せ先

町道 役場建設課建設係 (☎ 23 - 3142)

当別環境整備協同組合 (☎ 27 - 5071)

国道 札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎 (☎ 23 - 2074)

道道 札幌建設管理部当別出張所 (☎ 23 - 2220)

雪堆積場は下川・樺戸・上当別・当別太の4カ所

町内に雪堆積場（雪捨場）を設けます。入口は看板で表示しますが、搬入時には付近住民の迷惑とならないよう時間を守り、徐行運転を行ってください。また、雪には絶対にごみを混入しないでください。

◆利用期間 12月15日～平成31年3月15日

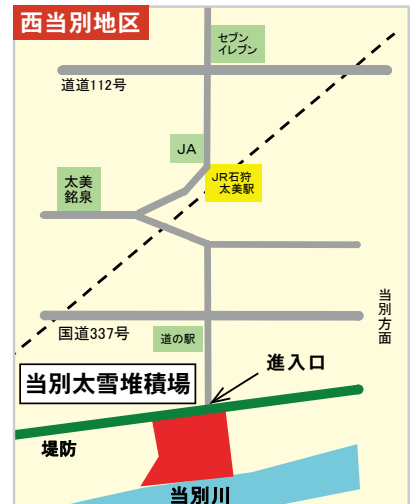
◆利用時間 8時～17時

※樺戸雪堆積場は、一般4t車以下専用です。

※雪の搬入状況により、雪堆積場入口が変わったり、早期に閉鎖する場合があります。この場合には、入口付近での表示やホームページ等でお知らせします。



今年から追加しました



募 集

**教員免許の資格を有する方へ
非常勤職員を募集します**

- ▼**職種** 特別支援教育支援員
- ▼**業務内容** 通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対する学習支援等。
- ▼**応募資格** 教員免許を有する方
- ▼**募集人数** 若干名
- ▼**勤務先** 町内の小・中学校
- ▼**勤務期間** 平成31年4月1日～1年間(継続有)
- ▼**勤務時間** 原則として月曜～金曜の8時～16時の内、週29時間10分
- ▼**報酬** 月額159,800円(予定)
- ▼**応募書類** 履歴書、資格証明書の写し、本人の住民票、運転免許証の写し
- ▼**社会保険** 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- ▼**応募締切**
平成31年2月12日(火)
- ▼**申込み・問合せ** 町教委学校教育課学校教育係(☎23-2689)

※必ず電話で前日までに予約してください(月～金曜日8時45分～17時30分)。

- ▼**場所** 江別保健所(江別市錦町4番地1)
- ▼**料金** 無料(ただし、渡航等のための健康診断目的の場合は有料)
- ▼**その他**
 - ・検査は「匿名」で受けられます。
 - ・上記日程以外でも検査を実施していますので、問合せください。
- ▼**HIV検査申込み・HIVに関する相談・申込み・問合せ**
江別保健所エイズ専用電話(☎011-383-3449)

水 道

水道の凍結にご注意を!

冬期間は水道の凍結事故が多発します。凍結すると、水が出なくなるだけでなく、修理費用もかかるのでご注意ください。

■このような時は特に注意

- ①外気温がマイナス4℃以下になったとき

②就寝前や旅行などで長時間水道を使用しないとき

■凍結させないためには

凍結防止には「水抜き栓」による水道管の水抜きが効果的です。※水抜き栓の種類には、ハンドル、レバー、電動タイプなどがあります。ご自宅の水抜き栓の種類を確認して操作してください。

■凍結してしまったら

軽い凍結の場合、部屋全体を暖めて自然に溶けるのを待つか、凍結した部分にタオルなどを巻き、上からゆっくりとぬるま湯をかけると水が出るようになります。直接熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂する恐れがありますので注意してください。それでも水が出ない場合は、町指定給水工事業業者に修理を依頼してください。

- ▼**問合せ** 上下水道課業務係(☎22-2411)



保 健 所

**12月1日は世界エイズデー
& エイズ検査のお知らせ**

世界エイズデーは、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図る目的で定められています。平成29年度の日本の新規HIV感染者とエイズ患者は合わせて、約1400人でした。エイズは、HIVへの感染の早期発見と適切な治療の継続が大切です。次の日程は夜間もエイズ検査を実施します。

- ▼**日時** 12月19日(水)
10時～20時

議 会

**当別町議会 12月定例会関係日程のお知らせ
変更もありますので最新版はホームページでご確認ください**

- 問合せ** 議会事務局総務係(☎23-3247)

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。詳しくは、当別町議会ホームページをご覧ください。

日にち	時間	場所	会議名	内容等
12月4日(火)	13:00	議場	第4回定例会	報告等
12月5日(水)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
12月6日(木)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
12月7日(金)	10:00	議場	第4回定例会	一般質問
12月10日(月)	10:00	議場	第4回定例会	一般質問
12月11日(火)	10:00	議場	第4回定例会	議案審議